

仕様書（ひな形）

- 採択後には、以下の仕様書に基づいてJCMクレジット化支援調査事業を実施していただきます。
- 以下の実施内容は、あくまでも項目の提示となりますので、委託業務実施計画書に記載する事項は、提案書の内容を正確に取り入れるとともに、本事業の実施内容のみならず実施方法も含めた具体的な内容としてください。

仕様書

事業統括部

1. 件名

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／定量化促進事業）
／～～に係る JCM クレジット化支援調査事業（対象国名称を記載）

2. 目的

日本政府が推進する民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成等を念頭に、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象として、JCM 方法論を開発・適用し、当該事業の温室効果ガス排出削減量を検証するとともに、JCM ルールに則り所定の手続きを実施することで、我が国の JCM クレジット獲得を支援する。

3. 対象国

JCM パートナー国である〇〇〇〇（対象国名称を記載）

なお、委託事業者が、対象国において温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業（以下、「対象事業」という。）を実施することを前提とし、本事業はその対象事業を対象とする。

4. JCM クレジット化支援調査事業実施内容

JCM クレジット化支援調査事業では、以下の内容に従って同事業の実施計画書を作成し、それに基づき実施する。

（1）対象事業の温室効果ガス排出削減効果と MRV 手法の確認及び評価

- ① 対象事業による温室効果ガス排出削減効果を確認、評価し、モニタリング期間において想定される温室効果ガス排出削減量を明確にする。
- ② 対象事業サイトにおいて、JCM 方法論の開発（又は適用）を念頭に、対象技術・システムの温室効果ガス排出削減量の定量化に係る測定 (Measurement)、報告 (Reporting)、検証 (Verification) の手法について、JCM クレジット化に向けた適用可能性を評価する。

（2）JCM 方法論の開発（又は既存の方法論の適用）

対象事業のモニタリング期間における温室効果ガス排出削減量(*)を定量化するために以下を検討する。

なお、日本国と相手国の合同委員会等において整備されている各種規則、ガイドライン類等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDO の指示に従うこと。

- ① JCM 方法論を、当該国と日本とが締結した JCM ガイドライン等に準拠し、純削減の担保を考慮して開発（又は適用）する。その結果は、各国の” Proposed Methodology Form” に準じて日本語でとりまとめる。
- ② ①にて開発（又は適用）した JCM 方法論を元に、対象事業による温室効果ガス排出削減量に係る JCM 制度下での JCM クレジット量を算出する。
- ③ 定量化に必要な手法の開発・妥当性確認、デフォルト値の設定等を行い、開発した JCM 方法論を最終化する。
- ④ 作成した JCM 方法論及び事業概要の日本国と相手国の合同委員会事務局への説明及び質疑に対応する。

(*)：現状（Business as Usual、BaU）排出量ではなく、純削減を担保するために保守的に求めたリファレンス排出量と対象事業を実施することで得られるプロジェクト排出量との差から排出削減量を算出すること。

（３） JCM プロジェクトサイクルに係る取組・手続き

対象事業の温室効果ガス排出量削減効果を定量化するために、以下を実施する。

- ① 対象国の JCM ガイドラインに準じて、JCM 方法論の提出、Project Design Document（PDD）の作成、第三者機関による妥当性確認の手続き、プロジェクト登録手続き、モニタリング、関係者会議（Local Stakeholder Consultation）等の JCM プロジェクトサイクルの一連の取組・手続き（相手国企業等や JCM 事務局等との協議や協力支援を含む）を行う。
- ② モニタリング結果を踏まえて排出削減量を算出し、モニタリングレポートの作成、第三者機関によるベリフィケーション等の JCM 手続きを行い、クレジット発行申請書(*2)を作成・提出する。
(*2)クレジット配分案については、相手国企業等と合意した後に NEDO の確認を得ること。
- ③ モニタリングは、原則として１年間以上実施する。

５． 提案事業期間

提案事業期間は、NEDO が指定する日から最長４年間とする。ただし、2026 年４月現在、本事業の基本計画の有効期間は 2027 年度末までであり、2028 年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とする。

６． 予算額

１件当たり１億円以内（税込）

7. 中間調査報告書・調査報告書

事業期間中は、毎年度末に中間調査報告書、事業終了時に調査報告書を提出するものとする。

各報告書は、公募時に示す各種契約書及び契約約款等に基づき、原則として公表する。

(1) 中間調査報告書

提出期限：毎年度末日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 中間調査報告書本文（PDF ファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式）

(2) 調査報告書

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限 1 か月前にドラフト版を提出すること。）

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）

③ 和文調査報告書本文（PDF ファイル形式）（*）

④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）

(3) JCM に関する報告書

7. (1)、(2) に示す報告書以外に、JCM の活用に関係して作成・使用した方法論、プロジェクト設計書、第三者機関のバリデーションレポート及びベリフィケーションレポート、モニタリングレポート等を添付（原本の添付が困難な場合は写しで可）すること。

(4) 中間調査報告書・調査報告書等作成に当たっての注意点

① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せて URL を明記すること。

② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。

③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。

④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルファイルにて提出）。

⑤ 本事業を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼が

あった場合は提出すること。

- ⑥ 報告形式の詳細は NEDO ホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」(<https://www.nedo.go.jp/content/100945227.pdf>) を参照のこと。
- ⑦ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者と NEDO との協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者と NEDO との協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料を PDF ファイルにて提出すること。
- ⑧ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則 1 か月前までに NEDO へドラフト版を提出すること。

8. 調査実施方法

- ① 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ② 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDO の指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月 1 回程度を基準とするが、NEDO 担当者との間で実施状況に応じて決定）に NEDO への報告・打ち合わせを行うこと。NEDO への報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、すみやかに打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ③ 現地出張の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成し NEDO と十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル 2 以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、すみやかに NEDO に出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDO が別途指示する。また、相手国を所管する NEDO 海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ④ 現地調査やヒアリングについては、NEDO 担当者が同行する場合がある。
- ⑤ 対象国の選定については、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル 2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除いているが、事業の開始後にレベル 2 以上に引き上げられた場合で、レベル 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合がある。
- ⑥ 万が一、事故・事件等が起きてしまった場合の緊急連絡体制を日頃から整備し、NEDO と共有しておく。

- ⑦ NEDO は、調査委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、調査委託契約約款第 4 条第 2 項に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。

9. 調査報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDO が開催する委員会、中間進捗確認のための報告会、国内及び相手国における調査報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出）。

10. その他

- ・本仕様書に定めなき事項については、NEDO と受託者が協議の上で決定するものとする。

以上